

第29回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成28年11月8日(火)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前 9時30分 会長宣言

出席委員(10人)

1番	中田 泰	8番	佐藤 誠
2番	見山 収		
3番	宇田川 潔		
4番	松原 憲治		
5番	長尾 保	12番	上前 梅夫
6番	宇田川 保	13番	川上 博久
7番	谷口 一郎		

欠席委員(3人)

9番	清水 干城
10番	石原 一男
11番	一二三八郎

職員及び関係者 局長 下垣 吉正
主査 松原 順二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案	農地利用集積計画(案)について
第3号議案	農地利用配分計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前 9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

8番委員	佐藤 誠	13番委員	川上 博久
------	------	-------	-------

局長： 皆さんおはようございます。定刻より若干早い様でございますが、皆さんお揃いの様です。それでは第29回農業委員会総会を開催させていただきます。まず、最初に松原会長の方から挨拶をお願いします。

会長： 改めまして、皆さんおはようございます。急に寒くなって参りましたけれども、稲刈りの方は一段落ではないかと思いますが、この間の視察研修は大変ご苦労様、全員の参加はかないませんでしたけれど、事務局の方で良い地区を選定してもらっておりまして、非常に為になると言うか、感心することが多かったのですが、感心だけで終わってしまっただけは研修の意味がない訳ですので、これを1つでも2つでも我が方の町と言いますか、町の農業と言いますか、の仕事の方に活かして行けたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。今日の総会議事は3件と少ないですが、その他の事項、非常に課題になっております、農業委員会制度の地元農業者に対する説明とか意見交換会、そして新しい町長との意見交換会と言う様な大変重要な内容になっておりますので、委員の皆さんの意見をお聞きしながら議論を深めて行けたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。以上で簡単ではございますが、議事を進めさせていただきますと思います。

議長： 早速でございますけれども、総会審議に入りたいと思います。今日の欠席通告は一二三委員、清水委員、石原委員の3名でございますので会議は成立します。まず議事録の署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員は議長より指名させて頂く事に異議はございませんか。

委員： はい（全員）

議長： 議事録署名委員は8番の佐藤委員、13番の川上委員にお願い致します。なお本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして報告事項がございます。事務局より説明をお願いします。

事務局： 会場が急きょ文化祭の片付けの関係で1階に変更させて頂きまして申し訳ございませんでした。まず、報告事項と致しまして、合意解約が1件出ております。総会資料の2ページ目をご覧頂ければと思います。こちらの方は俣野の加藤雅洋さんと藤伸吾さんとの貸し借りが5年契約で平成30年まで有ったんですけれども、借受人の都合によりこの度合意解約をされたいという事で申し出がありましたので受理しております。裏面の3ページに黄色と青で囲ってある所が該当の農地でございます。こちらの方は中山間直接支払いの協定農用地でもありまして、この辺りは日ノ詰の協定さんの中で検討していただく事になろうかと思っております。この合意解約については以上です。

議 長： 合意解約の話がございましたけれども、これについて何かございますか。それでは、議事に入りたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 4ページ目をご覧頂ければと思います。議案第1号農地法の規定による許可申請が1件出て来ております。提出されましたのは、〇〇〇〇さん、本町〇〇〇のお宅でして、〇〇〇〇さんが、独居の方でして、既に〇〇〇の方に住所を移されています。実際に農地をお持ちですけれども、耕作とかも不可能と言う事でございます、お子様も既に町外に出られているという事で、ご自宅の土地を〇〇〇〇さんに売られたそうでした、その関係もありまして〇〇〇〇さんの方が農地の方も取得されたいという事も有りまして、この度申請が出ております。裏面の方に場所を非常に分かりにくいんですけども、5ページ、6ページをご覧頂ければと思います。全て畑でございます、本来ですと農地法3条は耕作目的のための所有権移転の申請ですけれども、この1番2番、今写真に写っている箇所以外は昨年B判定の農地でございます、本来は非農地証明をして農地ではなくして、農地を移転された方が良いんですけども、この度この1番と2番につきましては、昨年度はまだ耕作中だったという事でございます、農地法の方に全て絡めまして、所有権移転の方の申請をして頂いたという事になります。〇〇〇〇さんが持っていたらっしゃる農地、畑地すべてを貞也さんに譲渡されるという事でございます。これについては以上でございます。

議 長： 説明が終わりましたので、議案第1号につきましてもの質疑応答を。

13番： その前に事務局から説明されましてその通りですけれども、〇〇〇〇さんと言うのは、今施設の方に入っておられまして、農地の方は今言われた様に畑が主体の所で、非常に非農地証明に近い様な形ばかりなんですけれども、今まで〇〇〇〇さんの方も駐車場とかいろんな事で、〇〇さんとの関わり合いの中で進められておられました。こういう形で所有権を譲り受けたいという事で要請がありましたので、よろしくをお願いします。

議 長： 委員の方のコメントを頂きましたが、質疑応答に入りたいと思いますが、何か意見が有りましたらよろしくをお願いします。

委 員： なし（全員）

議 長： 無いようですので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： （全員挙手）

ありませんけれども、資料3の方で10月25日に農業の担い手支援等に関する会と言うのを農林産業課が主催で開いておりまして、この時に5反以上作っていらっしゃる方を集めて会を開いたんですけれども、すべて今回出た3人の方は該当する方で、本来でしたら中間管理を通して頂ければと言うお話もさせて頂いたんですけれども、この度は通常の利用権でと言う事でございまして、この様な事に成っております。この度の利用集積計画は以上でございます。

議長： 利用集積計画の説明をして頂いたんですが、新規の所の、委員さんのコメントを頂けたらと思います。88番、俣野、宇田川潔さん。

3番： 現地を見まして、問題ないと思います。

議長： はい、ありがとうございます。次、89番の美用、谷口さん。

7番： この間、〇〇さんが来られまして、〇〇さんの所を作って下さいと言う事でございまして、〇〇さんに承諾頂きまして、こう言う事になりましたのでよろしくお願い致します。

議長： それから90番、これは〇〇〇で、私の方で、〇〇〇さんはUターン組で、同級生ですけれども、帰って一生懸命田んぼを作っていたんですが、急に亡くなったものですから、息子さんがとても帰れないという事で、先程話がありました様に、〇〇の〇〇さんの所に、〇〇〇〇〇〇でやられる所に今中間管理機構、担い手育成を通じて出されるという事になりました。〇〇さんの所、後で説明があると思うんですけれども、すでに〇〇〇の所を何ヶ所か出てやっておられますし、全体的には30兆分30ha位をされているという事で、大々的にやっておられるという事ですので安心できると思います。この間たまたま日野町で西部地区の農業委員会の会議がありまして、〇〇さんの話も聞きましたし、現地も見せて貰ったんですが、施設もかなりあるんですが、佐藤さんが良くおっしゃっている維持管理と言うんですか、水路の掃除とか、草刈はどうされておりますかという話をしたら、今7人くらい職員が居られるらしいんですけれども、分担して草刈り、水路掃除全部出ていると、足りない時には臨時、誰か頼んでやっている、まあ出てるという話でしたので、その点は安心した面がございました。以上でございます。それではこれにつきましての何か意見がございましたら、お願いをしたいと思うんですが。

8番： 今話を聞いて安心をしたんですが、要は貸し借りをする時に、貸す方と借りる方、どこまで貴方をお願いをしますか、と言う事の確認が取れていないという事です。いつも言う様に、水田1つを考えれば、土地の所有権、水利権、耕作権この3つが合わさって田んぼを作っている訳ですから、貸す方は水利権も全部あなたに渡したよ、と言う感

覚でいるし、借りる方は、自分は田んぼを作る事しか請け負ってないよ、と言う事に成ると今言った様に水路の管理だ、何だという事でお互いがもめる格好になってしまう。我々も何回も土地の貸し借りをする訳だけれども、そこら辺がきちんと本人通し確認が出来ているかどうか、と言う事は、水利権も含めてあなたに耕作権を出しますよ、と言う事であれば請け負った方は水の管理や何かをする義務が加わって来る訳ですから。そこら辺の所が今まで極めて曖昧だと思っているんです。土地の主要は本人さんが持っておられるので良いんですが、売買で無いから、だけど、水利権と耕作権を合わせてあなたにお願いしますという形に成っているかどうか、そこら辺の事も確認が、我々自身もちょっときちんとしてなかったと言う風に思っております。そこら辺をきちんとしておかないと、出役に誰も出る者がいなくなるという話になるんです。

議長： 今後の問題としてそういう確認をすると言うのは農業委員会ですと言うより、お互いの話し合いで、まず集落の関わりもあると思うので、多分しておられると思うんですけれども、出来るだけそっちの方向で行きたいと思えます。他に何かございませんか、無い様ですので、議案第2号の農用地利用集積計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： （全員挙手）

議長： ありがとうございます。原案通り承認いたします。続きまして議案第3号、農用地利用配分計画（案）について、を議題にします。事務局をお願いします。

事務局： 議案第3号の農用地利用配分計画（案）ですが、20ページから27ページまでがその資料でございます。こちらは先程言いました様に、議案第2号の関連でございまして、〇〇〇〇さんが機構に預けた農地を機構から〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが経営されていやっていらっしゃる日野町の農業生産法人さんの方に貸し借りするという物でございます。4筆、4反弱、22ページに記載しておりますが、5年間と言う事で契約の貸し借りをされたいと言うお申し出でございます。〇〇さんの経営状態等につきましては、過去にも何回か出て来ておりますので、そこと特に変わってはおりませんが、26、27ページに記載してあります。先程も会長さんの方からも言われました様に、江府町でも既に1.6ha〇〇〇で作られておられまして、全部では30ha弱と言う事でございます。今後も水稻については拡大して行きたいと言うご意向がある様で、この前の利用権が有った時もお話もしましたが、集落毎に5反以上纏まった農地、田んぼであれば、江府町さんについては出来れば入らせて頂けたらと言う様な事は、従前から言われております。今後もまだ農地の方は拡大されたいというご希望が本人さんは有られる様でございます。これにつきましては以上です。

議長： 質疑に入りたいと思えます。何かございましたら。ちょっと聞きますけれども、さっ

き説明があった、5反以上の担い手の人には4千円、町が単独で補助をしていますが、この場合はどうなるのですか。

事務局： 町内の人しか補助していません。

議長： 町内の人だけに限って？

事務局： 松本さんにお支払いしていません。資料3の方に、農業委員さんにもご案内はしたんですけれども、ご都合がみなさんありましたので、何名かの方にはご出席いただいたんですけれども、資料3の1ページ、表紙の裏と言いますか、こちらの方が、あくまで水稻を5反以上借り受けされていらっしゃる方の名簿でございます。52人程いらっしゃいまして、この中には先程会長が言われました、松本洋一さんは江府町外と言う事ですので、その4千円の補助を出す対象はあくまで町内と言うまだ括りを町の方でしていませんので出しておりません。

議長： 町内という事で。

8 番： 議長ちょっと良いですか。それとは関係ないですが、先程の事に関連なんですが、隣の伯耆町の話なんですが、ある集落で春の出役にとても出られないという事が何年も前からあって、今会長がおっしゃった様にある人に頼んで、出来るだけあちこちから頼んで出て貰おうという事で、今まではやっていたと、ところが頼む人が居なくなった、誰も出て貰える人がいないと、本当は田んぼをいくらかでも作りたいんだけど、出役に出られないという事に成ると、今度は、田んぼは作れなくなってしまう訳です。来年どうしようかと思って実は困っているという話が入って来まして、何とかしないといけないけれどもどうしようもない、例えば町内のシルバーとかそういう人に頼んでやって貰えるという事に成ると出来ない事も無いかもしれないけれど、シルバー自体もなかなか出て貰えない、決まった日の出役と言うのは大抵重なる物ですから、私もどうしたら良いか即答は出来なかったんですけれども、委員会でもそういった事も含めて、どう対応して行くかと言う事を議論して行かないと、現実に江府町の中でも次々に起こって来るだろうと思っています。余談になりましたけれども、その事も頭に入れておいて頂きたいと言う事でございます。

議長： 確かにおっしゃられる様に人体ベースで行けば本当にそう言う、現実に出られない人が出て来て、うちの集落では、集落の中でボランティア団体を立ち上げてお金を貰ってやるんですけれど、有償ボランティアでやろうかと言う事で今立ち上げつつあるんです、実際出来なくなる人が出て来ましたので、一応集落の事は集落でやろうという事で、やりつつあります。単なる田んぼの出役だけでなく水路の開門の事とかいろいろあります。

8 番： ただお金の問題だけではなくて、人的に労力が無い物ですから、そういう事が起こって来る訳です。逆に不足料を払っておくから良いでしょうという話になってしまうと、お金だけ集まって誰も仕事をする人がいなくなってしまう、そこら辺が現実の問題として起こって来ている感じを持っている物ですから言った訳です。どう対応するかは議論をしてかないといけないと思います。

議 長： シルバー人材はどんな状況ですか、かなりスタッフはおられて。

2 番： それでも江府町のシルバーさんは結構おられませんか。頼まれる人はいるけど、頼めば上がって来て下さるから、どれだけのメンバーがいるかはちょっと分かりませんが。今日も結構シルバーさんが片づけをしておられるので、草刈が大変なので出来ないというシルバーの人がいるかも知れない。

8 番： 春は重なるんです。

7 番： シルバーも春頼まれるけど、人材不足と言うか、どこも出払っておられないという事でした、小原もありました、シルバーに頼んだけれども、人間がいないので出来ませんと言って断りが有ったみたいですけども。

8 番： 大抵3月の終わりから4月の初めに集中しますから。そうすると今言われる様に人材がいないという事ももちろんあったでしょうし。

2 番： 春はずっと上がって来て貰っている人がいる、ジゲで頼まずに個人で頼む人がいるので、どんな頼み方をしておられるかは分かりませんが。

議 長： だんだん状況は厳しくなる一方ですから、対策をどうするかは町のボランティアとか。

2 番： これについては農業委員会で考えてもどうしようもない事なので、江府町全体で考えないと、それから集落でも助け合ってしないとどうしようもない事だと思います。

議 長： 他に意見が無い様でしたら、第3号の農用地利用配分計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： （全員挙手）

議 長： ありがとうございます。原案通り承認いたします。以上で議事は終了しましたので、その他に入りたいと思います。最初に、新たな農業委員会制度説明及び農業者との意見交換会の開催について、と言う事でございます。事務局の方で案を説明願います。

事務局： 資料1 をご覧頂ければと思います。両面で印刷してありまして、前回の総会の時にも基本的に新しい農業委員会制度及び農業者との意見交換会について開催させて頂くという事には同意を頂いておりまして、具体的にどうしましょうかと言う事をご検討いただければと思います。裏面の方に、これはこちらの方からのお願いなんですけれども、先ず、11月中に出来れば、全区長さん、農事組合長さん、過去に現在の農業委員さんを推薦して頂きました町議会議員さん、JA江府支所さん、伯耆農業共済さん、江府町土地改良区さんと言った方々、つまり全町民ですね、関係団体等に声を掛けさせて頂きまして、開発センターの方で、出来れば、全体を集めて、説明は私がさせて頂ければ良いんですけれども、新しい農業委員会制度に付いて、一先ず、最初に全体で説明会を開催させて頂ければと思っております。と言いますが、新しい農業委員会制度、来年の7月から新しく移行するんですけれども、最終的には公募をして町長が任命をすると言う様な手続きを経ないといけませんで、そうすると一般の住民の方、町報やいろんな物には出してあるんですけれども、おそらく関心が余りお有りでない、農業委員さんの任期が7月で終わるといのもご存じないのではないかと思います、そうすると、新しい制度はやはり全体で説明会を開いて頂かないと、誰も手を挙げる人がいないという事に成るんじゃないかと思います、最初の取り掛かりとしまして、全体で、出来れば11月の下旬位で、最初に1回開かせて頂きまして、その説明が終わった後に従来の佐藤委員が言われていらっしゃる様な、表に高齢化・担い手不足の農地維持についてみたいな事で意見交換、今後どうして行きましょうかと言う様な、集落営農に向かって行くのか、どこかの法人さんに任せるのか、或いは個人でやるのかとか、そう言った事も含めて、そう言った地域の問題などを率直に、中々全体ですと意見が出にくいという事も有るんですけれども、当日アンケート形式で当日良い難かったらこの用紙に書いて出して下さいと言う様な事でも良いのかもしれないし、そのやり方についてはまた検討ですけれども、一先ず、第1回目をそう言った形でさせて頂けたらと言うのが事務局からのお願いでございます。その後につきましては、出来ればなんですけれども、旧小学校区辺りで、なかなかいらっしゃらないかも知れませんが、夜ではなくても、農業者の方は高齢の方が多いので、例えば土日の昼間にやるとか、平日の昼間でも良いのかもしれないし、ここには全部7時と入れてありますが、小学校区ごとにそれぞれ説明プラス意見交換ですね、従来から農業者さんとの意見交換会は開いてくださいと言うのは農業会議からは依頼が有っているんですけれども、それはそれで置いて於きまして、出来ればこういう形で随時日程を、12月なり1月にさせて頂ければと思っております。ただ1つだけ会場がネックになるのが、旧小学校は特に教室でやれば良いんですけれども、体育館でしたら暖房施設が無いという事がありまして、冬期間に開くとちょっと、そこがちょっと引かかるところでございまして、その場合には1回全体でやって、何回か複数に、11月に1回ではお越しに成られない場合がございますので、昼間に防災情報センターで違う12月にやって見るとかと言うのでも良いのかなとは思っております。本来はJAの座談会さんの様に全集落を回れば良いんでしょうけれど、まだ農

地パトロールや、利用意向調査、昨年度の利用意向調査も含めて、今年度の利用意向調査もお願いしなければならないという事もありまして、そちらの方も必ずしなければならないという事も有りますので、全集落回るのは難しいのかなと思いますので、なかなか1辺に全部100点満点の事は出来ないかもしれないんですけども、一先ず取り掛かりとして、まず全体で説明をして頂く、全体で意見交換会をさせて頂ければと言うお願いです。

議長： 今説明が有りました様に、新しい制度の周知徹底を図らなければいけないという事で、まず全体的な会をやって、個々のブロックと言いますか、地区ごとの小学校単位で進めたらどうかと言う事なんですけど、その辺の意見をお願いします。

13番： 今事務局から説明をされまして、この案につきましては、先般も視察研修をして、養父町とか他の方もですけども、こういう制度が改革と言う事は皆さんにも半年前から準備され進めておられまして、江府町の方もちょっと遅れている様な感じなんですけども、今言われました様に、全体を皆さんに説明されて、それから後は個々に集落を皆さんに農業者との話し合いを持って行く様な形で是非お願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

5番： ちょっと良いですか、私前回いなかったんで申し訳なかったんですけども。一番最初の分が、区長、実行会長、議会の議員さんとか、これを抜き打ちで集める様にするのは、それともそこに※で上記を主に全町民に、とは全町民誰でも出てもらっても良いですよと言う意味ですか。

事務局： 最初がうちの周知する方向として、区長さん農事組合長さん等にご案内させて頂いて。

5番： どうでも出来るのでしょうかけど、区長、農事組合長とか、長である人だけを呼んで周知、集落へ帰って周知して下さいよ、ではなしに、全町民来られる人は来て下さいと言う事をするんですね。区長さんや、実行組合長さんには責任はない訳だね。

事務局： 責任と言いますか、それらの方には出来れば直接ご案内させて頂いて、ご参加いただければと言う。

5番： この人は出て下さい、それ以外も良いですよ、と言う事ですか。

事務局： はい、そういう事です。まずは第1回目と言う事で。

5番： それは説明が主になって、意見交換もやるんですね。

事務局： 説明はそれほど、皆さんもご存じのとおり30分で説明は終わるような中身だと思います。只皆さん初めて聞いたような話で、何の事かと言う質問は出て来るかもしれませんが、

5 番： それをした上で、地区に戻ってまた同じ事をするのですね。

事務局： 出来れば、ですけれども。

8 番： 議長良いですか。今事務局から説明が有りましたが、これはあくまでも制度改正等に基づく今後の本庁の農業の有り方の問題ですから、これは基本的に行政、貴方の方に、例えば町の農林課の方、町長をトップとする行政に責任がある。この事だけははっきりして於かないといけない。それを農業委員会なり農協なりに従来責任を振り分けて来る訳です。その手法は絶対に出来ません。と言う事を確認しておきたい。その事だけはきちんとしておかないと、誰がどんな責任を持っているのか訳が分からなくなってしまう、結局当初の目的が何も達成できない、こういう無礼は何回もあった訳です。その事はきちんとして於いて頂きたい、と言うのが私の意見です。

5 番： 半分と言うか、ほぼ同意見で、しなさいと言う仕組みに成ってしないといけないと言う事は分かるんですけれども、これを良く考えると、先に行政的な事を皆さんから意見を吸い上げて、いろいろ建議しなさいと言う事なので、それ自体は変わってはいないけれど、町の行政とか、行政的にみると行政座談会の方が本当は先ではないのと言う様に取れます。農業委員の周知徹底は別な話で、だけど意見交換で意見を聞くのは行政の事よりこっちの方が優先してはおかしいというのは思いました。それでどうと言う訳ではないけれども、それを踏まえた上で尚且つやり方としては、こういうやり方でしなさいと言われているの。何か支持が有っているのですか。

事務局： ありません。

5 番： では独自ですれば良いの。

事務局： そのとおりです。

8 番： 協力はします。協力はしますが、責任の主体はあくまで行政にある、農水省がこういう事をやってきているのだから。

事務局： すいません、私の説明が足らず。まず新たな農業委員会制度の説明については、おっしゃられます通り農業委員会でと言うよりは、行政がしなければならぬという事でご

ざいます。只新たな農業委員会の制度を説明するにあたって、従来選挙と言いながら地区のバランスで選任されて来たという経緯もありまして、こう言った説明会をする時に、農業委員さんの関わりが無いと言うのもどうかと言う事も有りまして、まずメインは新たな制度を周知しなければならないという事と、従来からここにも目的を書いておられますけれども、建議と言いますか、意見書を出すに当っては、農業者の意見を吸い上げる、と言うのは当たり前ですけれども、元々は意見交換会と言う物をして下さいね、と言う事は全国農業会議から、この前そう言った、今回は付けていませんけれども、マニュアルと言いますか、ひな形が通知文章まで作ってあって、前回の総会でお渡ししたんですけれども、やってくださいねと、やった報告を2月までにあげて下さいねと言うのが実はあります。町で纏まったやつで全国に挙げたい意見とか、国に対して制作提言をしないといけない様な意見だったら、それを県で纏めて、更に県で纏めたやつを全国に挙げて、全国から国会議員とかにやるという流れが1つ出来ていまして、そう言った物の吸い上げ分をやって欲しいというのが農業会議からの依頼でございます。それはそれとしまして、説明会に折角来られていらっしゃるので、それに合せて何か意見が有れば聞けたら良いのではないかと言う事で、その責任とかそう言ったのは当然行政に有ると思いますので、説明責任は。

13番： 法律的に制度が、農業委員会の選出方法が変わって来た訳ですから、多分皆さんもある程度変わったと言うのはご存じだと思いますが、そう言う事を皆さんに周知する為に、まずこういう形でと言う事ですから、今の担当の役職の方を、全体の会議を法律に基づいて、12月に選挙人名簿と言うのも廃止に成ったし、後は個々に選出方法が変わりますという事を皆さんにそう言う事が第1優先のはずですから、非常に良い事だと思いますので、それに合せて何かあったらまた聞いたりしながら進めて行きましょうかと言う事ですから、事務局の案に大賛成ですけれども。

議長： やらないといけない事は事実なのですけれど、やり方なんで、前回、確かおっしゃったのが、再生協議会が有ってその中で進めて行って、その中で農業委員会が喋る所は喋ったら良いのではないかと言う話もありました、町の行政でやって、今度その中に農業委員会が変わりますよと言う話を農業委員会が出て説明するという事も有りますよね、そこら辺を皆さん議論してもらってどうするかと言う事です。

8番： 例えば再生協の分ですけれども、一方的に農水省がこう言う風にしなさい、今までみたいにバラバラに分かれていてもいけないと、地域の農業を再生する為に、町行政、農林、農協、農業委員会あるいは担い手、そう言った地域の中核的な農業者、そういう者を集めて再生協議会を作りなさいと、一方的にやって来たでしょ、こっちからそう言う風にして下さいと言った覚えはないので、そういう風にやって作らしといて、後は地域農業の再生協で責任を持ってしなさいと、そこで逃げてしまう訳だ、そう言う事によって再生協その物がなかなか活動が出来ない、先に進んでいかない、こういう実態はたく

さんあるんです、農協の中にもある、いまだに、組合長あそこの荒廃地が荒れている、或いは農協が圃場整備をして、もう1度田んぼを作り直せ、なんて事を役員が平気で言うから、何を言っているんだ、農協は圃場整備をする団体ではないと私は言う訳だ、だれが責任を持ってしないとイケないか良く考えて来い、そんな事が今まで従来たくさんあるんです。結果は何も前に進んでない、そういう事に成ってはいけないのでくどくど言っているんです。だから責任の所在と言う事ははっきりして於かないとイケない、基本的に、そしてそれに基づいて役割分担、そういう事についての責任をあなたの所で持ってくれないか、この部分については、と言う事であれば組織として物が動くわけです。1つの会社だってそうでしょう、営業ばかりが仕事をしている訳ではないので、こういう部分、こういう部分がそれぞれに役割を分担して、そして全体として会社が動いていくわけです、同じことだと思いますが、なかなかそれが従来出来てないという事を言っているんです。この際もう1回考え直して、基本的にお互いが共通理解を持ちながら、分かりました、農業委員会はこの部分を持ちましょうと言う事で行けば良いんです。それが全体の責任を持たされるような格好だけは、御免こうむりたいというのが私の意見です。

議長： と、言う事は、佐藤さんの意見はここで農業委員会が主体的にやってしまうと、

8 番： その部分が、全部すると言うのはおかしいと思う。

議長： 町行政としてやる、その中に農業委員会の位置づけが有ってそれに対して説明すれば良いという事ですか。

8 番： 農業委員はこの部分を頼みますよ、そう言うのが本当だろうと思います。

5 番： ちょっとおかしい所はあるんですけども、やる事はやらないとイケないと思います。

8 番： やる事はやりますよ、協力はしますけれども、その責任を全部こっちにゆだねる事だけは勘弁してくださいと言う事です。

事務局： 責任を農業委員さんに押し付けるつもりはありません。

6 番： それはそれで良いとして、農業委員に責任は無い事は、今の農業委員の仕事自体が個々の農業の従事者に分かってない所が沢山あるし、これから農業委員としてはどういった事に取り組んでほしいという事は、農業者皆さんの意見を聞くのは大事な事だし、そこに立って農業委員の人はどんな人が良いのか、また何がして欲しいのか、意見交換ですね、で新たな農業委員と言う事で。

8 番： 意見交換をするという事は良い事だと思います。だから大いにやるべし。

5 番： 最初の会を全町民でなくても良いじゃない、全町民は会場を分けてそれぞれまた話すんでしょ、移動で現場に出て、それぞれ地区毎にする訳だから、最初の会が全町民なの、と逆に思ったので、上に出てしまえば次の会には出ないでしょ、次の会に成らないのではないのかな。

事務局： 第1回目で夜だけでしたら全員が集まる事は無理かなと言う意味位の事ですので、そこまで深くは考えていませんけれども。

5 番： 会場準備だって何人来られるか分からないでしょう。1回目、全町民なんて。

事務局： 今までのこういうので、それほど来られないと言う予想が。来ても100人を超えるという事は多分無いと思います。

8 番： 申し訳ないけれど、課長も来ていますが、前代、前々代の課長の時から、言っているんです、必ずこう言う事に成るから、農業委員会の改正とは別ですよ、地域の問題ですから、これはあくまでも、そういう事に成るから、例えば農協座談会と言う名前が駄目ならいくらでも変えるから、その座談会に各集落に行政として、再生協の話は必ず出て来るんですから、農協の座談会に、そしたら行政として、課長全部に回れとは言わないけれども、手分けをしてでも、1つでも良いから出てくれないかと言う要請はずっとして来たんですよ、私が役員をしている間には1回もありませんでした。農協の座談会になぜ行政が出ないといけないのかと、こう来ますから、そういう事が有ったものですから喧しく言っている訳で、この際は立場が逆ですから、あくまでも行政の責任でしょう、行政が主体に成らないといけないでしょう、それについて我々農業委員会は勿論ですけども、農協だって、それに関連する人だって、どんどん進んで参加をしてもらおうという事が、今度は逆になって来ている、今まで何回要請したけれども出てくれなかったからね。

5 番： ちょっと1辺に改革しすぎるんです。ニュアンスとして、しないといけない事かもしれないけれども、本当はもうちょっと小さい所から意見を吸い上げる、20人程度集まってもらって意見を吸い上げる方法もあります。その次には各集落の代表者に集まって貰うというやり方もあるとけど、1辺に全体で物事をしようと思うので、意見を吸い上げるのに。

事務局： それではなくて、先ずは、もう1つ言いますと、議会対策もありまして、結局最終的には定数条例の議案を農業委員としては纏めて町長に出しているんですけども、16人と言うやつを、議員も詳しく知らないという事も有りまして、後過去推薦頂いた団体

も知らない、区長さんも全く知らない、これはうちの責任ですけれども、先ずこれは私が説明をすれば良いので、農業委員さんに責任を持って説明してくださいと言う事ではないんです。ただその前に現行の農業委員さんに居て貰わなくても良いのかなと言うのが、クエスチョンが、当然そういう説明をするのに、おらないというのが有るのかなと言うくらいで。

5 番： 農業委員は出ますよ。

6 番： 出ます。

事務局： 説明は私がしますので。

5 番： 今言ったのは、地区別まで全町でそこまで1辺に物事を広げる様な感じになる、今まで地区に出てないのに、意見交換会で有ればもうちょっと小さい範囲でも出来る訳です、意見交換会と言うのは、

事務局： やり方はどのやり方でも良いと思いますけど。

5 番： 周知の徹底は出て話して、何人来られるか分からないけど。やって見るくらいの事で。

事務局： J A座談会と一緒に、J Aさんがやっても良いという事であればそう言うやり方もあるかもしれませんし。それも皆さんのご意見が。

13番： 始めは全体の代表者の方に説明をして、後は個々の説明をと言う事でしょう。制度が変わると言う事を主体に。

事務局： そういう事です。先程も言いました通り、本来でしたら全集落回って、私が回れば良いのかも知れませんが、説明すれば良いのかも知れませんが、一先ずは取り掛かりとして全体をと言う事で。第1段階。

8 番： 議長しつこい様ですけれども、例えば、人権問題、同和問題も含めて、地域座談会をやっているではないですか、ある意味そう言ったやり方で無いといけないと思います。町内を纏めると言っても、場所によって、ジグによってみんな条件が違うから、百姓は、今言った様に、楽々出役ができる所もあれば、3人4人で何kmの出役もしないといけないと言う地区もある訳だから、実際に、そういう事からすると十羽一絡げで物を考えて行ってと言う事は、そこに課長も居るけれども、課長今年ばかりや覚悟をしなさい、そうしないと物事が進まないと思います。

事務局： 説明するのが嫌だとか言っているのではなくて、そのやり方としてとにかく全体でさして下さい、その後個々にやらして下さい、という話をさせて頂いているので、そのやっている時に、説明をしている時に新しい農業委員会制度、例えば地区に出た時に農業委員さんはどうなのという話が出て来ると思うんです、必ず、この新しい制度に、そこです、説明は当然行政の立場でしなければならない、それは私たちの責任ですので。それを農業委員さんに転嫁するということはありませんので。

8 番： 今年には特に思うけど、農協に関係した者、例えば町によって違いますけれど、農協の座談会、2回、3回しかしない所も沢山あります。校区ごとに纏めてとか、私が役員をしている間は、今までやって来た、農家の戸数が3戸であれ5戸であれ集落毎に必ずやると、役員をしている間は徹底してやると、職員の皆さんにはいろいろ面倒を掛けるけれどそれだけ協力をしてくれとそう言う事でやって来ました。そういう事をやらないと、今も言った様に、集落によって事情が違いますから、校区で纏めてなんて話にはならない。

議長： 分かりますけど、要は農業委員の選任が変わって来たという事の周知徹底、これは行政の方ですね、町長が任命される訳ですから、議会を通していただけと言う事なんです、最適化の推進委員は農業委員が選ばないといけない訳です、地域の人に周知してもらっておかないと地域でその方を選ぶのもなかなか難しいかなという感じはします。一辺にまとめてと言うのは難しいんですけど、今までの制度、いわゆる推薦もありましたので、ここに書いておられる様な推薦母体とか、区長さんとか農事組合長さんを集めて取り敢えずこういう事になりますよと言う事を周知徹底するのはしておかないといけないと思います。責任とかいろいろあるんですけども。本当は小地域懇談会とか農協座談会みたいにもっと細かくやればいんですけれど、出来ない。

8 番： だけど出る人の、出向する人の打合せ会と言う物はやる訳ですから、例えば小地域懇談会にしる、農協座談会にしる、座談会に出席する者を集めて事前の勉強と言うか、打合せとかをする訳だから、そういう意味での全体会はやるべきだと思います。出向した者がバラバラ別な事を言っても仕方がないので。

議長： 今回はいわゆる農業委員会制度、推進委員制度に限って農業委員会が該当するような人に、農家が対象ですから、区長さんとか農家の実行組合長さんそれらを集めてこう言う事になりますよ、と言う事をやれば。

8 番： 何でそうなるのと仮に言われたらどうします。国で決めた事なのでと言う訳ですか。

議長： 全国的にそうですから、制度が変わったので。

8 番： それはそうかもしれませんが、何でそうなるのかと言う事を言ってやらないと、納得しないと思います。

6 番： 納得はしないかもしれないけれど、制度が変わってそれに成る訳だからどうしようもない。それで徹底して行かないと。

13 番： 何でと言うよりも、法律でそうなっている訳ですから。仕方が無いのではないですか。

6 番： その中でいろんな問題、疑問が出て来るかもしれない、その中で取り組める物は江府町で取り組んで行けば良いので。

13 番： 小地域懇談会みたいに役割分担をしてやる訳ではないのですから、今回は。

6 番： 柔らかい感じで行かないと。

2 番： ジゲに区長たちを寄せても、区長もある程度知識が無ければジゲにも説明が出来ないので、区長とか農事組合長に説明すれば良い事であって、その後はそれが終わってから各集落に出て話をすれば良い事なので、それで良いのではないですか。

6 番： 農業委員会の流れだ、どうだ、こうだと言う事よりも実際にこの間から言っている様に、今の農業をどうするか、と言う事の方が先だと思う、その為には農業委員はどういう仕事で、どういう風にして欲しいか、そういう人を出さないといけなくなって来るので、行政も情報としてそういう事が入って来る、そういう事を纏めて行かないと、硬く閉まった事で、こうですみたいな事をしたって、

5 番： 取り敢えず、やって見るしかない。

6 番： 行動を起こすしかない。

議長： 全体の大風呂敷を広げても仕方が無いので、絞ってしまって、制度が変わってこういう事になりますよと言う事だけに限って。

6 番： 例えば農業従事者が農業委員を選ぶ、何も知らない間に新しい方式で、新しい法で選ばれたという事になれば、疑問を持つ人も多いと思います。今までは選挙は無かったけれども、選挙権も発行してもらっていたし、有るか無いかもあったのにそれも無くなってしまった、勝手に行政で決めるのか、我々に意見は反映されないのか、と言う事に成って行くので、それを少しでも無くすことを考えないと。

5 番： 佐藤さんもチラッと言われましたけど、もしやってみるにしても、意見を皆さんから聞くんでしょ、農政とかいろんな面で、意見交換で意見を吸い上げるという意味だと思うので、そうすると少しは答弁のできる人がいないと駄目なような気がするんですけども。各地区にも行政から1人くらいは出てもらうべきではないか、個々のメンバーで。

事務局： 全部私で。

1 2 番： 農業委員会がする事ではない、行政がする事なので。

5 番： 事務局が兼ねているのですか。

事務局： 私が全部出るつもりでおります。

2 番： 農林課がする仕事なので。

事務局： 説明自体は当然私がすれば良いので、それは良いんですけども、

6 番： ただ我々は来たことの意見や、こう有るべきだという事は言えるわけだから。

事務局： 農業委員さんの制度の話なのに農業委員さんがいないなんて言う話があるのかと言う。

2 番： 農業委員会の制度を先に皆さんに知らせないといけないので、研究会は後ですれば良い事だから。

議長： 絞りましょう。意見交換会ではなくて説明会、それで主催は江府町で、の中に農業委員会も出るという事で。

3 番： 問題は人が集まるかどうかです。絶対こんな事をしても人は集まらない。

事務局： 皆さんにも一応声を掛けさせては当然頂きます。

議長： 行政で、行政座談会の一環で、農業委員会の制度が変わりましたよと、言う事でしょうか。

1 2 番： 最終的には現況の校区と言うか、担当地区の代表者みたいな結果に成るでしょ、オープンで農業委員が選出される事はないので、大体定着している、例えば僕の場合は、5丁目と小江尾と久連、大方この3地区で代表を任命するという形、今の地区割りで定着すると思う。結果的には、けれども制度が変わったという事だけの報告は一応知らしめ

る必要があると思う。

3 番： 農業委員会が主催と言うか、それを出してもあまり人が来ないと思います。町長が出ると頭を書いて有れば、それは出て来ますよ、農業委員会会長とか農林課課長とかそんな者では人は集まらないと思います。今これだけ農業が廃れているのに、農業と言う物に魅力を感じても、今は農業離れなので。

6 番： 全体会議だけでも、全体会議と言うか、この一番上の、町長にひと言江府町の農業制度の在り方、農業委員を選出にするにあたってと言う事をちょっと話して貰えればいいのでは。

議 長： 町長に喋ってもらって。

6 番： 最初に一言喋ってもらって後は帰ってもらっても良い。

1 2 番： 挨拶だけではいけないので、最後までいて責任を果たして貰わないと。どんな意見が出るか分からないので。挨拶だけで帰ってもらってはいけない。

3 番： ちょっと参考までに、資料3に10月25日JA江府支所3階会議室で、担い手支援事業についてと言うタイトルの会合があったけれども、これは何人くらい出席が有りましたか。

事務局： 今資料3のお話がありましたが、今説明をします。これは20人ちょっと、この半分くらいの方が説明を聞きに来られました、25、6人だったと思います。これは対象者が担い手の方、担い手と言いますか、5反以上作られていらっしゃる様な方を対象にしました説明会でございます。

議 長： それでは新しい制度の周知徹底検討段階では、主体を行政でやってもらって、取り敢えず全体会議、いわゆる、区長さん農事組合長さん推薦団体であった議員さん江府支所さん伯耆共済さん江府町土地改良区さんに案内を出すと、言う事で良いですか。日にちを決めてもらって、町長に出てもらって、農業委員の変わった所はうちが説明をします。

6 番： それが一番良いと思います。

議 長： 後は様子を見て、集まり具合もあるんですが、今後どうするか。

局長： 今後個別でするのか、佐藤委員さんが言われた様に、農協座談会の中でする方が良いのかと言う事は。

8 番： そのこの所は後の相談で良いです、取り敢えずこれをやりましょう。

1 3 番： もう 1 回確認ですけれども、全体説明会をした後に個々に、地域ごとに、もう少し手近に、新しい制度の事や、場合によれば農業委員も入っている訳ですから、地域でいろんな事を話があった時に参考にさせてもらう事も必要だと思いますので、是非全体と個々のこういう形もお願いしたいと思います。

議長： 全体会議をやって見て、区長さんなり意見が出るので、それに於いて個々に段階的に具体的にやって見て

1 3 番： この前に視察研修でも他の方は進めておられまして、

1 2 番： さっきも言った様に担当集落の説明会は担当地区はもう決まっていると思います。順番が決まっていると思います、それをしなくても 3 地区で交代で大方の合意は出来ていると思います。

議長： 農業委員は良いとしても、推進委員は地域から我々が出さないといけない、推進委員は我々の責任でそこがちょっと難しい。

局長： 今の農業委員さんの定数では今までの地区割りと言う形で行っていますので、その辺の全体の話をした次にはそういう話と言うのもして行かないといけないと、昨日も町長と進め方の話はさしてもらったんですけれども、ただうちの方も町報とかそういう中での説明はさして貰っていますが、あくまでもペーパーでしかしていないので、直接みなさんの顔を見て、直接説明成りそういう事をして進めて行かないといけないという所で、最終的には議会で条例と言う事にして初めて定員がいくらでそれに伴って、従来通りの地区割りで良いのかと言う様な事も最終的には事務的な事も出て来ると思います。

議長： 取り敢えず全体的にやるという事でご了解いただけますか。

委員： はい（全員）

議長： それで全町民ではなくて、個々の該当する様な人だけを集めて。

事務局： 後は、日時とかは事務局の方で。

議 長： 日時は町長に出てもらえば町長の都合もあるので

局 長： それでも町長が駄目だという事になれば区長さんなりその辺の日程調整もさせて頂かないと。

議 長： 11月中にやると。

局 長： 出来ればうちの方も、取り敢えず全体の話をして置いて、12月議会にそういう状況を全議の中で説明させて頂いて、状況によっていつ議案を出すかと言う様な事も、ただ3月に成るとかなり厳しい所があるので、1月でも出せれるものは出す、事前にいろんな話を詰めておきたいという事です。

議 長： 12月議会はいつですか。

局 長： 12月9日です。

議 長： 議員さんも話を理解して於いて貰わないと、議会の中でもバタバタしていけないので。

局 長： うちの方も9月の議会の中で決算審査の中で、農業委員さんの考えはこういう考えで進めているという所までは説明をさせて頂いて貰っているんですけども、それはそれでスッと抜けている部分も沢山ありますので。

議 長： 説明はしてもらっているんですね、1辺は。

局 長： 決算の審査の中では、今の最適化推進委員はセンサスで一応5名、で地区割りの所を10名と有識者の方1名で11名と5名と言う事で説明はさせて頂いて貰っていますが、どこまで理解をされているのかちょっと疑問なので。

議 長： それでは11月の下旬に行政主体でやって頂くと、その中に農業委員会の説明をすると言う事で了解いただけますか。

委 員： はい（全員）

議 長： よろしくお願ひします。個々の分は今後考えて行くと、個々と言いますか地域ですね。取り敢えず1発目やって見るという事でございます。この辺にしまして、次、前回も出ておりました、町長との意見交換会をやるという話でございまして、総会の後にやるのか、別の日にやるとか有るんですが、単なる来て貰って話すのではなく、我々

もある程度準備と言いますか、建議に代わる様な物を、内容を詰めて於かないといけな
いという事で、前回は農政部会を主体に、大体こう言う事をぶつけて行こうという話を
したいと思うんですが、町長もお忙しいのでスケジュール的にどうなのかと言う事も有
りますし、次の総会の後に出来るかどうか、その辺事務局どうなりますか。

事務局： 一番後ろに資料6と言う物を付けておりますので、町長と農業委員さんの意見交換
会を今年もさせて頂くという話は前回からさせて頂いておまして、ここにも書いてお
りますが、建議が法令からは除外されまして、農地等利用最適化推進施策の改善につ
いて具体的な意見を町とか管理機関に提出しなければならないと言う様な物に変わっ
ております。従前から建議されていらっしゃる内容が、進捗状況がどうだったのか、更に
農業施作全般について農業者等の皆さんからのご意見を吸い上げた物を農業委員会で
纏めた意見を町長と最終的には協議するする場を設けさせて頂ければと言う物でござ
います。内容についても先程会長さんが言われました通り、従来は建議については農政
部会さんで内容を詰められていらっしゃったと言う経緯がある様でございましたので、
こちらの方も農政部会で内容を具体的に詰めて、12月の総会でもう一度皆さんで確認
して頂いて、ここに案が有るんですけれども、出来れば12月にその他の7番にも影響
してくるんですけれども、12月に忘年会を毎年計画されていらっしゃるという事でご
ざいまして、その日に合わせてと言いますか、町長との意見交換会がメインなんですけ
れども、それが終わった後に町長を交えて忘年会と言う様な流れがどうか、と言う様な
事でございまして、たまたま昨日町長と会う場がございまして、一応年末、議会が先程
も申しました様に、議会等が有りまして、12月26日、29日のいずれかであれば3
時位から町長さんと意見交換会をして、それが終わったら引き続き一杯やりながら新町
長さんと意見を交換するという様な流れはどうでしょうかと言う案でございます。

議 長： 今までは新年会を泊りでやっていたんですが、今回忘年会を泊りで言う案が出まし
たので、その時に町長と事前に意見交換会をやっていて忘年会と言う流れでどうでし
ょうかという提案なんですけれども、いかがでしょうか。

委 員： 良いと思います。

8 番： 従来そうしようと言って来たけど、なかなか出来なかった。

議 長： 意見交換会はその日に合わせて、29日はもう

8 番： 出来たら意見交換会の会場もどこかですれば良い、会場で。

議 長： 会場で。

8 番： ここでやってまた改めてと言うよりはその方が良い。その流れの方がいろいろキタンのない話が出る。

12番： それで忘年会の町長は参加するの、しないの。

事務局： 参加して頂けるという風に言われました。そうしますと28日でも良いと言われてまして、28日は町長さんが人間ドックだそうで事でその帰りに。

局長： 28日は当初こっちで会をしてそれに出ると言っておったので、ドックでこっちに帰ってまた出る言うのだったら、と言う事で26日、29日だったらいいという事で、米子の方でするんでしたら28日でも対応できると。

3 番： 確定しといたら、28日に。

事務局： 町長と最終調整が。

6 番： 決まったらまた通知されます。

議長： 会場はどこか宴会ができる所でする訳でしょ、取れますか。

事務局： 去年華水亭を使われたという事で、華水亭が既に名刺を持って来て今年も使ってくださいと来ていまして、20日以降は空いているらしいと、忘年会が終わって、今でしたら取れると言っていました、後は干城さんからころが良いと言われました、場所が分からないので。農政部会で11月中に1回、意見を、建議と言いますか、建議に代わる物を。

8 番： それは良いけれど部会長は大丈夫ですか。

事務局： 一二三さん実はこの前行会長と一緒にやってきまして。

議長： 一二三さんはこの間研修のお土産を持って行ったんですが、大分良くなっておられまして、車椅子でおられて、リハビリの世界に入っておられる様ですけど、そうなれば治療を脱してしまうもんだから、病院を変わらないといけない様な話はしておられました。大分よくなって前に言った時とは全然違います。ちょっとまだ独自では出来ない車椅子が無いと、

8 番： まとめる者がいない。

事務局：そこは会長にお願いするしかない。農政部会長の一二三さんがいらっしゃらないので、

議長：その辺は話はしたと思ったんですが。かなり心配して出来ない事はやりますからと、

事務局：パトロールの事で見山さんとも一緒に行きまして、見山さんと2人で出来ない部分はカバーさして貰うという風なお話はさして貰って。

議長：年内はとても無理ですね。

事務局：日程はまた会長さんと部会の方は。

議長：日程と場所は事務局で。

事務局：今決めて頂いても良いんですけども。皆がいらっしゃいますので。

議長：年も押し迫っていますけど、26日、28日、29日何れにしても同じ様なものですね。

事務局：農政部会の方。

議長：11月何時が良いですか。

事務局：昼間ですので、21日とか22日とか。

議長：また案内を出して貰えれば。

事務局：分かりました。また。

議長：11月の中旬以降で農政部会、で内容的には1つは今までずっと建議をしていますね、それで積み残しと言えればおかしいですけども、まだ解決していない事項は有りますという話はさして貰おうと思っています。新たに1つ考えていますのは、中山間地と言うか、傾斜のきつい所の草刈が大変なもんだから、今江尾で実験をやっていますね、センチビートですか、ああいう物の補助を県にもしないといけません、お願いするという事が1つあります。私の頭に有るのはそれで。

8 番：その時にまた話しましょう。

5 番： 出来ればこっちのさっきの会の後がもしかすると良いのかなと思うけど、全体の会をした後の方が良いんじゃないかなと、意見をもし聞いたら。

事務局： 説明をした後に。意見が出て来るかも知れません。

議長： そちら辺は柔軟に対応をしたいと思います。その次はもう1つあるんですか。江府町人権・同和教育研究集会兼江府中学校PTA人権公演会

事務局： 資料2を見て頂ければと思います。毎年開催されているんですけども。江府町人権・同和教育研究集会兼江府中PTA人権公演会と言う事で、農業委員会の方にも案内文章が来ております。11月20日の日曜日に、午後0時30分から江府中学校の多目的ホールの方で福永さんと言う方が来られて一人芝居、講演会と言う事です。後は啓発標語と作文の発表がある様でございますが、もし今日ここでご出席いただけると言う方がいらっしゃいましたら、ただこれは会場の都合で、主催者が会場の都合で何人来て貰えるという事が分かれば資料とか、机とかの並びが良いという事ですので、もしご都合が良いという方がいらっしゃいましたら、今、中学生の、見山さんよろしいですか。仮に欠席でも、或いは当日参加でも良いとは思いますが。会場の都合で一応の大体の人数が分かればと言う事だけです。会長さんも。

議長： それからもう1つありますね。この間の視察研修の精算なんですか。

事務局： この4番についてなんですけれども、農協さんからまだ正式な請求が来ていませんで、間に合えば、今回皆さんに精算の確認をして頂きましたんですが、ちょっとこれは来月に回させて頂ければと思います。申し訳ございません。それで資料4に、編集委員さんには全員に事前に記事の確認はして頂いたんですが、視察研修の報告を町報の11月号に掲載させて頂く予定にしております。発行が今週の金曜日ですので、金曜日には、一先ず校正をして頂いておまして、この様な形で掲載をお願いできればと言う事でさせて頂いております。これはまたもうちょっと校正がこれで最終、皆さんに確認して頂いたという事で、最終校正が終わっているんですけども、2ページですので全部の項目をすべて入れる事が出来なかったんですけども、一先ずこういう形をお願いが出来ればと言う物でございます。後資料の説明を、今日の資料の説明だけさせていただきますと、先程宇田川潔さんの方からも、資料3は10月25日に開いた会の資料でございまして、この中で最後の方にウイークエンド農業塾が11月13日、防災無線でも流していますけれども、日野町3町合同でこう言ったウイークエンド農業塾と言う物を作って、一番最後の方に今年度農林産業課の方で検討しています、江府町の地域農業人材育成事業の簡単なフロー、こう言った物を今年度実施する予定というのを資料3の最後の方に付けております。こう言った内容について10月25日に担い手さんを集めまして、後農業委員さんも建議されたというお話がありました、1反あたり4千円の

助成です、こう言った今年度の助成とか、農地中間管理機構、それから担い手さんへの意向調査のアンケートと言う物をこの時にしております、将来規模を拡大されますとか、どうされますかみたいな事のアンケートなども取っております。まずそれが集約出来れば、どう言ったお声が有ったかと言うのが分かって来るのでは無いかと思えます。資料3はそう言った資料でございます。資料5ですけれども、これが先程1番でありました、新しい制度への移行の流れでございます、これは事務的な話なんですけれども、条例を何本か改正しなければならないという事で、2ページ以降に移行スケジュールの案と言う物が有りまして、3つ程付けております。12月議会で定数条例を出す案、3月で議会同意、公募した任命の案とか、3月でやって6月議会に出す案とか、いろいろつけております。その他には入れていませんでしたけれども、一応皆さんにも流れだけは知って頂ければと言う事で、資料5の2ページをはぐって見て頂ければ良いかと思えます。11月下旬から農業委員と最適化推進委員の推薦依頼。推薦依頼と言いますか、制度の周知ですね、これは先程も言いましたけれども、全体でまずはやるという事で、12月議会に出すかどうかはまだ確実ではないんですけれども、農業委員会さんで決めて頂いた定数の案を12月議会に仮に出したとしたら、12月に議案が決まります。そうしますと今度審査委員会が万が一、今度公募とか推薦で定数が11名農業委員さんに対して、視察に行かれた皆さんはご存じだと思えますけれども、養父市は5名ほどオーバーしたという事で、審査委員会で5名を落としたと言う事がりますので、審査委員の委員構成を選任しなければなりません、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱するという事に成っておりますので、農業委員会の中で農地利用最適化推進委員の審査委員会の委員を農業委員さんで6名なり、全員でやっても良いんですけれども、選ぶ必要があります。これが1月に出来たらと言う事で、そう言った準備が出来ましたら1月の中旬から推薦・公募です。推薦・公募、手上げでも良いですし、誰かの推薦でも良いんですけれども、1カ月以上期間を空けなければならないという事で、一先ず1月空けてあります。後は応募が終わりましたらその中から、先ず農業委員の審査委員会と言うのを開きまして、そこで適任かどうか、或いはオーバーをしたらというのをしなければなりません、それが終わりましたら町長へ審査結果を報告して、早ければ3月議会にこの方を農業委員に任命して良いでしょうかと言う同意を求める議案を提出しなければならないという事になります。農地利用最適化推進委員については農業委員会を決めなければいけませんので、こう言った総会で審査委員会の意見を観覧して、総会で本当にその人が農地利用最適化推進委員さんに成っても良いかどうかと言うのを決めて頂くという事になります。こう言った流れで最終的には7月19日が現行に皆さん、農業委員さんの任期満了ですので、7月20日には新農業委員さんの任命式、第1回の総会、で20日以降に農地利用最適化推進委員さんの委嘱、合同会議これは終わった話ですけれども、12月議会に出すという流れで行きますとこう言った想定になります、ただ今の情勢で12月議会と言う、遅くても3月議会に出せば一応間に合う予定ではございますが、出来れば早いうちに議会で定数だけ決めて貰わないと募集が掛けられない、という事になりますので、こう言った流れで、これは農業委員さんが進める事ではありませ

んけれど、あくまで町がする事ですけれども、こう言った流れで進んでいくという事をご承知おき頂ければと言う事です。必ずしもこういう風にはならないかも知れませんが。

議 長： フロー、流れをちゃんとまとめて貰っているんで良く分かるんですが、推進委員さんは我々で決めなければいけないという事で、この間も研修で行きましたが、なかなか農業委員も含めて最初公募した時には1人くらいしかいなかったとか、なかなか居なくてかなり根回しをしてやっとかないと出て来ないような感じでした。女性もそうですけれども、中立的な専門員、非農家の方の話もあるんで、かなり根回しがいるか、若しくは1本釣りではないですけれども、白羽の矢を立てて行く様な形にしないと、なかなか手が上がらないのではないかと言う気はしております。その辺は情報を貰ってやって行きたいと思います。資料3のアンケートを付けておられますよね、これは52名の担い手だけを対象でやられた様な感じなんですけれども、これは農家の人全員に出す様な感じにはならないですか、前農林課でこんなアンケートをされましたよね、こんな様な内容の、5年くらい前に書いた覚えがあるんですが。

事務局： 人・農地プランの

議 長： 人・農地プランの時でしたか。

局 長： 今回はあくまでも江府町としたとらえ方の50a以上の担い手さんに対して、どう言う風な状況なのかと言うのを確認させて頂いて、そのアンケートを纏めて、それによって今度各担い手の方に、意見の聞き取りとかそういうのを直接話をして担い手育成なのか、アンケートの中にもあります集落営農とか、そういう事をどう言った形で進めて行くか、1つの方向なり、本当は52人全部に聞き取り調査をすれば良いんですけども、なかなかそういう事が出来ないんで、これを基にある程度規模拡大とか、そういう物で今度ヒアリングなりそういう物を進めて行ってどういう形が一番いいのかと言う事を考えて行きたいという所です。

議 長： あくまで担い手。

局 長： 今回はあくまでも担い手で。

議 長： 担い手の内容になっているんですかね。もしあれでしたら、こう言うのを個々にブロック的に地区でやる時に農林で配れば。

局長： 今後は特に集落営農とかしようかと言う事であれば、各集落に出向いてそこでと言う事では各世帯にアンケートをしてどう言ったやり方が良いか考えて行きたいと思っております。

議長： これで大体終わりましたね、後、次の総会とか農地相談会、良いですか。

事務局： その他の5番ですけれども、来月の総会は12月8日木曜日、こちらと言う事で宜しいでしょうか。

議長： よろしゅうございますか。

委員： はい（全員）

事務局： 農地相談会につきましても28日1時半からと言う事で、今回は会長さんと見山さんの番と言う事で、よろしいでしょうか。

会長： はい

2番： はい

議長： 忘年会はまだわからない。

事務局： 忘年会の方は先程の町長との懇談会、26日28日29日、3日間のどれかで調整させて頂ければと思いますので。場所は、会場で意見交換会をせれるという事ですので、華水亭とかの方が良いのかもしれませんが。こちらで決めさせていただきます。これは従来、先程会長さんも言われましたが、新年会と逆で、今年度は皆さんの希望で忘年会の方を泊りと言う事で、新年会の方は町内でどこかと言う事で宜しいですか。

委員： はい

事務局： 新年会の日程とかは来月が良いですか。

6番： どうせお迎えはバスが来るでしょ。

事務局： 忘年会の話ですね、多分、バスを手配します。

議長： 一応準備しております内容的な議案、その他事項すべて終わりました。何かございますか。

7 番： 提案ですけど、卒業旅行についてですけど、一応皆さんが言っておられた、海外と言う事で、香港と言う事で提案させてもらって、3月と言うとちょっと参加者が少ないと思います、4月の初めごろはどうでしょうか、忙しいとは思いますが、4泊5日、飛行機の関係で火曜日に飛んで土曜日戻らないといけないという時間です。来年になれば時間は分かりませんが、多分そういう様な日程ではないでしょうか。

6 番： 4月はみんな忙しいでしょう。3月のうちが良いです。

7 番： 3月の終わりごろじゃないと駄目かもしれない。その辺をちょっと考えて頂きたいと思います。

6 番： 温い所に向かうので2月でも良い。

1 2 番： 日野町の研修会は、日野町か日南町ですが、何年かに1回は海外の研修会と言うのが有った様な。

議 長： 有志で自分のお金で行く分ですから、町のお金を使って行っているという話になってはまずいです。有志でこっそりと。

1 2 番： で、全員で行きましょうと。

議 長： やっぱり町民の目は厳しいというか、それを見ているので、研修に行った時もお酒を飲んで暴れたとか、何かトラブルが有るとそういう事になりますので、その辺は皆さん自重して貰わないと。

1 2 番： 逆に入るので、この間の研修なんかも考えないといけないと思います。飲まない人は良いですけども、飲む人が悪いとは言わないけれど、後々影響がある様な行動や発言は、帰って来るので、慎まないといけない。代表で発言しておきます。皆さんがそう言った思いだったと思います。

1 3 番： 世話役さんよろしくお願いします。

議 長： よろしく申し上げます。3月末位に鬼太郎空港から、新しくルートが出来た、県で補助が出来るんですかね。

1 3 番： 5人以上だったら5千円出るはずですよ。

議 長： 谷口さん、幹事をよろしく申し上げます。他にない様でしたら、これで終わりたい
と思います。よろしいですか。

委 員： はい（全員）

議 長： それでは以上を持ちまして第29回農業委員会総会を終了します。ありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 8 番委員

署名委員 13番委員